

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198004

平成27年5月11日

規制の名称	総合国際職業訓練校の設置	所管府省	法務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号及び別表第1の4、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、並びに平成2年法務省告示第145号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件) 職業能力開発促進法第15条の6	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことを不可欠の前提としているもの。		
規制内容の概要	「教育機関」、つまり教育を行う実施主体が大学等と同等と認められる場合、大学等に準ずる機関であるとして、「留学」の在留資格に該当する。現行においては、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校がこの「教育機関」に該当する。 他方、実施主体が大学等と同等と認められない場合、「教育機関」ではないため、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校以外で行われる公共職業訓練は「留学」の在留資格には該当しないこととなる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	教育を行う実施主体が大学等と同等と認められない場合、本邦において行う活動が「教育を受ける活動」とは認められないため「留学」の在留資格には該当しない。 なお、「留学」の在留資格で在籍していた教育機関を卒業後就職できなかった外国人や、就労可能な在留資格で就労していた外国人が離職後本邦での再就職を希望する場合は、就職活動を目的とした「特定活動」の在留資格が付与される場合がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任 の根拠となる法令の条 項	—
通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理 由	—